

1 議 事 日 程（第1日）

（平成27年第2回有田川町議会定例会）

平成27年6月3日
午前9時30分開会
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
平成26年度有田川町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
平成26年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第4号）
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
平成26年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
5号）
- 日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
平成26年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第4
号）
- 日程第8 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
平成26年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補
正予算（第1号）
- 日程第9 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
平成26年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第4
号）
- 日程第10 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
平成26年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第
2号）
- 日程第11 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
平成26年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第12 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
平成26年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算（第1
号）
- 日程第13 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
平成26年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1

号)

- 日程第14 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
平成26年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第15 報告第12号 平成26年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第16 報告第13号 平成26年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計
算書
- 日程第17 報告第14号 平成26年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越
計算書
- 日程第18 報告第15号 平成26年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第19 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第21 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第22 報告第19号 一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について
- 日程第23 議案第50号 平成27年度有田川町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第51号 平成27年度有田川町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第52号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第26 議案第53号 平成27年度公下第4号水尻工区管渠布設工事(第16工区)
の請負契約について
- 日程第27 議案第54号 平成27年度公下第5号水尻工区管渠布設工事(第17工区)
の請負契約について
- 日程第28 議案第55号 平成27年度公下第7号水尻工区管渠布設工事(第19工区)
の請負契約について
- 日程第29 議案第56号 財産の取得について

2 出席議員は次のとおりである(16名)

1番	谷 畑 進	2番	小 林 英 世
3番	辻 岡 俊 明	4番	林 宣 男
5番	森 本 明	6番	殿 井 堯
7番	佐々木 裕 哲	8番	岡 省 吾
9番	森 谷 信 哉	10番	堀 江 眞智子
11番	中 山 進	12番	新 家 弘

13番 湊 正 剛

14番 増 谷 憲

15番 橋 爪 弘 典

16番 亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

1番 谷 畑 進

8番 岡 省 吾

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長 中 山 正 隆

副 町 長 山 崎 博 司

住民税務部長 清 水 美 宏

福祉保健部長 辻 勇

総務政策部長 林 孝 茂

消 防 長 上 嶋 敏 之

産業振興部長 立 石 裕 視

建設環境部長 佐々木 勝

総 務 課 長 中 裕 準

企画財政課長 一ツ田 友 也

教 育 委 員 長 早 田 智 代

教 育 長 楠 木 茂

教 育 部 長 山 田 展 生

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 中 西 満 雄

書 記 林 美 穂

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（中山 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達していますので、第2回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成27年第2回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時33分

○議長（中山 進）

会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（中山 進）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番、谷畑進君、8番、岡省吾君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（中山 進）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、5月28日に開催されました委員会の結果について御報告願います。

議会運営委員会委員長、森谷信哉君。

○議会運営委員長（森谷信哉）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について、御報告申し上げます。

去る、5月28日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日程等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から6月18日までの16日間と決定させていただきました。なお、一般質問は11日、12日としております。

議事日程については、お手元に配布されている日程表のとおりといたしたく思います。

日程第4から日程第29までの、報告19件、議案7件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、日程第4、報告第1号から日程第22、報告第19号及び日程第26、議案第53号から日程第28、議案第55号についての議案審議を本日お願いいたします。

この会期、日程等に御賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げます。御報告といたします。以上です。

○議長（中山 進）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月18日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月18日までの16日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（中山 進）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告19件、議案7件であります。

また、本日の説明員は町長ほか12人であります。

次に、本定例会までに受理した請願について、年金引き下げの取りやめを求める請願は産業建設住民常任委員会に、お手元に配付の文書表のとおり付託することに決定

しましたので御了承願います。

次に、監査委員より、平成27年2月、3月、4月分の例月現金出納検査の結果及び平成26年度水道事業棚卸検査の結果について、それぞれお手元に配付のとおり報告されています。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4から日程第29までの報告19件、議案7件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第29までの報告19件、議案7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに平成27年第2回有田川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

提案理由の説明に先立ち、去る4月1日付で職員の人事異動を発令しましたので、新たに出席する職員を御紹介いたします。消防長の上嶋敏之でございます。

○消防長（上嶋敏之）

よろしく申し上げます。

○町長（中山正隆）

産業振興部の立石裕視でございます。

○産業振興部長（立石裕視）

よろしく申し上げます。

○町長（中山正隆）

教育部長の山田展生でございます。

○教育部長（山田展生）

よろしくお願ひいたします。

○町長（中山正隆）

以上で紹介を終わります。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

なお、説明員として出席する者は、副町長、教育委員長、教育長、部長職7名、課長職2名、私を含め13名が常時出席いたします。

また、議案によって、清水行政局長初め課長等が出席する場合には、当

日の議会開会までに議長に申し出て、許可を得るようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案について、御説明申し上げます。

報告第1号から報告第11号までの11議案につきましては、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、平成26年度一般会計、各特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成26年度有田川町一般会計補正予算第8号であります。今回の補正は、町税、各交付金、地方交付税、国及び県支出金及び町債等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、減債基金に3億円、公共施設整備基金に3億円をそれぞれ積み立て、翌年度の財源として、予備費に3億2,042万円を確保いたしております。これにより、2億7,957万8,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は、154億6,516万6,000円と相りました。

報告第2号は、平成26年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより、国庫支出金、療養給付費交付金及び繰入金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、翌年度の財源として、予備費に5,309万9,000円を確保した結果、5,176万3,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、38億745万2,000円と相りました。

報告第3号は、平成26年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第5号であります。今回の補正は、保健事業費が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額するとともに、翌年度の財源として予備費598万9,000円を確保した結果、403万9,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は、7億2,643万2,000円と相りました。なお、財源として繰越金を計上するとともに、諸収入等を減額しております。

報告第4号は、平成26年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより、繰入金及び国・県支出金、支払基金交付金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、2億2,493万9,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、28億6,631万3,000円と相りました。

報告第5号は、平成26年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額した結果、307万2,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、141万6,000円と相りました。

報告第6号は、平成26年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、事業費、管理費等が確定したことにより、繰入金等が確定しま

したので、これを補正するとともに、不用額を減額した結果、3, 142万1, 000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、8億3, 436万8, 000円と相なりました。

報告第7号は、平成26年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、事業費等が確定したことにより、負担金、国庫支出金、繰入金、町債等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、公共下水道事業整備基金に4, 168万2, 000円を積み立てた結果、1億8, 410万7, 000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、13億3, 204万3, 000円と相なりました。

報告第8号は、平成26年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、分担金、使用料、繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、236万9, 000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、2億7, 857万1, 000円と相なりました。

報告第9号は、平成26年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額41万2, 000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、207万2, 000円と相なりました。

報告第10号は、平成26年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額36万9, 000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、816万9, 000円と相なりました。

報告第11号は、平成26年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額した結果、838万9, 000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、6, 761万1, 000円と相なりました。

報告第12号は、平成26年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。平成26年度の一般会計予算の経費を平成27年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第13号は、平成26年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。平成26年度の簡易水道事業特別会計予算の経費を平成27年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第14号は、平成26年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。平成26年度の公共下水道事業特別会計予算の経費を平成27年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第15号は、平成26年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。平成26年度の水道事業会計予算の経費を平成27年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第16号から報告第18号までの3議案は、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、条例制定の専決処分について議会の承認を求めるものであります。

報告第16号は、有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されることとなったのに伴い、有田川町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点としましては、住民税関係では、個人住民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充。また確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除が受けられる特例を創設します。軽自動車税関係では、グリーン化特例の導入及び税率引き上げ時期の延期を行います。地方たばこ税については、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮小・廃止いたします。以上の改正を行うため、本条例の一部を改正したものであります。

報告第17号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されることとなったのに伴い、有田川町国民健康保険税条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点として、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げを行うとともに、軽減措置については、世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額の引き上げを行います。以上の改正を行うため、本条例の一部を改正したものであります。

報告第18号は、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険法の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行され、同法第72条の4が第72条の5となったことに伴い、これを引用している有田川町国民健康保険条例を同日に改正する必要が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。

報告第19号は、一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。公の施設における指定管理者として、平成26年度、1年間の業績に関して見てみますと、事業収入は1億9,474万円、前年比98.5%となりました。この減少の大きな要因としましては、毎年の繁忙期に当たる7月、8月に悪天候が続いた影響が大きく、その2カ月間だけで前年比で約600万円の収入減となりました。ふれあいの丘はもとより、キャンプ場利用客の減少により他の施設への影響も大きく、全体の減収減益となっています。一方、新しく生まれ変わった、あさぎりにおいては、

6, 541万円、前年比118.5%、コテージ・やすけが1, 249万円、前年比105.5%と昨年を上回る増収となっていますが、アウトドア系施設での減収が災いし、事業収入全体では前年比で約300万円の減収となっています。また、事業費用は、5, 790万円、前年比94.4%となり、前年比で約345万円の減少となっています。次に各施設全体の管理費用は、1億6, 182万円、前年比100.7%となりました。主な内容としましては、あさぎりの営業期間が前年度よりふえたことなどが原因で人件費が約189万円増加しました。電気料金の値上げ等により光熱水費が、54万円、消費税8%への増税で約46万円増加しており、管理費全体では前年比で約105万円の増加となっています。次に、営業利益は、事業収入1億9, 474万円から事業費用と管理費用をあわせた費用2億1, 972万円を差し引いた結果、マイナスの2, 498万円となり、昨年に比べると約59万円の減益となりました。これに指定管理料などを含めた年間の経常利益は、マイナス905万円の経常損失となり、前年比で152万円の減益となりましたことを御報告させていただきます。今後は電気料金、油類や食材等の値上がりも予想される中、一層の経営努力をするよう、申し入れをしております。

また、昨年度、和歌山県では世界遺産登録10周年を契機とした記念事業や、和歌山デスティネーションキャンペーンなど大型観光キャンペーンが、そして、ことし4月、5月には高野山開創1200年記念大法会が催行されました。秋には紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会が開催されます。さらに平成28年1月からは、NHK大河ドラマ真田丸が放映される予定であり、まさしく観光につきまちはゴールデンイヤーと呼ぶにふさわしい年を迎えています。

有田川町も、町制施行10周年目を迎え、有田川町の魅力を再発見してもらうために記念事業として、Sweet 10 Aridagawa 2015を実施しています。これらを契機として、またとないチャンスと位置づけ、今まで以上に創意工夫をし、結果を残していくよう、ふるさと開発公社に強く申し入れをしたいと考えているところでありますので、議員皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

議案第50号は、平成27年度有田川町一般会計補正予算第1号であります。今回の補正の主なものは、2款総務費の総務管理費では、企画費のふるさと応援寄附者へのお礼として3, 750万円を、手数料等に134万円を、3款民生費の社会福祉費では、老人福祉費で、介護保険システム改修委託料として324万円を、児童福祉費では、児童福祉総務費で、放課後児童健全育成事業委託料として374万4, 000円を、自動車購入費に120万円を、また、チャイルドシート購入費補助金を110万円減額、4款衛生費の保健衛生費では予防費の小児インフルエンザ接種助成金を624万円減額、7款商工費の観光費では、宝くじ市町村交付金を活用してイベント補助金に80万円を、8款土木費の道路橋りょう費では、道路新設改良費の事業費を3, 269万9, 000円減額、都市計画費の景観形成支援事業補助金に150万円を、

10款教育費の教育総務費では、義務教育振興費で特別支援員の賃金に65万8,000円を、社会教育費の図書館費では、イベント委託料等を214万円減額、13款諸支出金の基金費では、ふるさと応援基金積立金に7,500万円を計上し、その他所要の補正を行った結果、今回の補正額は、8,195万円の追加となり、補正後の予算総額は、161億7,795万円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、寄附金、繰越金等を充てるとともに国庫支出金、地方債を減額しています。

議案第51号は、平成27年度有田川町水道事業会計補正予算第1号であります。収益的予算の補正として、収入では、水道事業収益の現計予算4億775万5,000円に対し、1,422万2,000円の増となります。その主な内容は、湯浅分水の給水収益であり、補正後の予算額は4億2,197万7,000円となります。支出では、水道事業費用の現計予算3億8,038万2,000円に対し105万3,000円の増となります。その主な内容は、湯浅分水の給水収益に対して課される消費税であり、補正後の予算額は3億8,143万5,000円となります。

議案第52号は、有田川町辺地総合整備計画の策定についてであります。沼谷辺地地域において、火災時における初期消火体制の確保、地域住民の生活安全を図るため、防火水槽の設置を新規に計画策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第53号から議案第55号までの3議案は、工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものであります。

議案第53号は、平成27年度公下第4号水尻工区管渠布設工事（第16工区）の請負契約についてであります。平成27年度公下第4号水尻工区管渠布設工事（第16工区）を施工するため、平成27年5月14日、8業者を指名し、競争入札に付したところ、有田川町水尻661番地、株式会社有新建設代表取締役土居正典氏が、6,318万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第54号は、平成27年度公下第5号水尻工区管渠布設工事（第17工区）の請負契約についてであります。平成27年度公下第5号水尻工区管渠布設工事（第17工区）を施工するため、平成27年5月14日、8業者を指名し、競争入札に付したところ、有田川町小島313番地9、株式会社ケイズ代表取締役北畑貴行氏が、4,978万8,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第55号は、平成27年度公下第7号水尻工区管渠布設工事（第19工区）の請負契約についてであります。平成27年度公下第7号水尻工区管渠布設工事（第19工区）を施工するため、平成27年5月14日、8業者を指名し、競争入札に付したところ、有田川町吉見619番地1、株式会社合同興業代表取締役赤井美宣氏が、

6, 361万2, 000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第56号は、財産の取得についてであります。資器材搬送車の購入について、平成27年5月21日、13業者を指名し、競争入札に付したところ、有田川町小島300番地、三恵自動車株式会社代表取締役前田芳見氏が778万円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中山 進）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に、3階中会議室において全員協議会を開催いたしますので、よろしく願います。

~~~~~

休憩 10時05分

再開 13時58分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開いたします。

……………日程第4 報告第1号……………

○議長（中山 進）

日程第4、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。平成26年度有田川町一般会計補正予算第8号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第5 報告第2号……………

○議長（中山 進）

日程第5、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。平成26年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第6 報告第3号……………

○議長（中山 進）

日程第6、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。平成26年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第7 報告第4号……………

○議長（中山 進）

日程第7、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて。平成26年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第8 報告第5号……………

○議長（中山 進）

日程第8、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて。平成26年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第9 報告第6号……………

○議長（中山 進）

日程第9、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて。平成26年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第10 報告第7号……………

○議長（中山 進）

日程第10、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて。平成26年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第11 報告第8号……………

○議長（中山 進）

日程第11、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて。平成26年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第12 報告第9号……………

○議長（中山 進）

日程第12、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて。平成26年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第13 報告第10号……………

○議長（中山 進）

日程第13、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて。平成26年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第14 報告第11号……………

○議長（中山 進）

日程第14、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて。平成26年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第15 報告第12号……………

○議長（中山 進）

日程第15、報告第12号、平成26年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第16 報告第13号……………

○議長（中山 進）

日程第16、報告第13号、平成26年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第17 報告第14号……………

○議長（中山 進）

日程第17、報告第14号、平成26年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第18 報告第15号……………

○議長（中山 進）

日程第18、報告第15号、平成26年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第19 報告第16号……………

○議長（中山 進）

日程第19、報告第16号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第20 報告第17号……………

○議長（中山 進）

日程第20、報告第17号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。報告第17号、国保税条例の一部改正について質疑をさせていただきます。4点ばかり質疑をします。

まず、最初に、今回の国保税の賦課限度額を引き上げる改正となっておりますが、今回の医療分と後期高齢支援分で各1万円、介護分で2万円引き上げて、合計81万円から85万円に引き上げる内容となっております。そこで、この賦課限度額の制度をつくったそもそもの理由について、まず伺っておきたいと思えます。2つ目に賦課限度額を設定する場合の積算であります。厚生労働省は、この限度額超過世帯の割合を1.5%に近づけるために、賦課限度額を引き上げていくとお聞きしますが、そういうことでのいいのですか、確認します。3つ目に、そうなりますと、1.5%となれば、医療分、後期支援分、介護分、そして合計の賦課限度額はどのくらいになりますか、

示していただきたいと思います。

4つ目、最後ですが、国保税の賦課限度額に達する世帯であります。例えば単身世帯で、固定資産税3万円の場合と、ない場合で見ますと、給与収入で約1,000万円、それから給与所得で800万円前後の世帯と見ていいのでしょうか、示していただきたいと思います。以上です。

○議長（中山 進）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

増谷議員さんの御質疑にお答えいたします。

まず、1つ目の限度額という制度を設定した理由はということでございますが、地方税は本来、各人の税負担能力に応じて平等に負担されるべき応能原則という原則に基づいておりますが、国民健康保険税については国保料という性格から、その応能原則にも一定の制限を設けることが適当であるとして、国保創設時より政令において課税限度額が定められております。

次に、2点目の賦課限度額を設定する場合の積算は、厚労省は限度額超過世帯の割合を1.5%に近づけるため、上げていくと聞きますが、そういうことですかということでございますが、そのとおりでございます。被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は限度額超過世帯の割合で1.5%に近づくまで段階的に賦課限度を引き上げる方針とされており、賦課限度額の引き上げについては持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律により定められておるところです。

3点目の、そうなれば、1.5%となると、限度額はどのくらいになりますかということでございますが、限度超過割合1.5%への到達見込みを試算しますと、基礎の医療分で限度額80万円、後期の支援分で限度額22万円、介護分で17万円、合計119万円となります。

最後の4点目の単身世帯で、国保税の計算が4方式計算で、給与収入で約1,000万円、給与所得で800万円前後の世帯でいいですが、固定資産税3万円の場合と、固定資産税がない場合でどうかということでございますが、増谷議員さんがお見込みのとおり、ほぼ、固定資産税3万円の場合で給与収入は1,085万円、所得では856万円でございます。また、固定資産税がない場合は給与収入1,097万円、所得で867万円でございます。

以上でございます。何とぞ、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（中山 進）

14番議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

報告第17号について反対の立場から討論させていただきます。

今回、国の改正によるものでありますが、国保税限度額の引き上げというのは、地方税法施行令の一部改正に伴うもので、厚生労働省が3月4日、国保法施行令の一部改正に基づくもので、賦課限度額を4万円引き上げて、85万円に改正するものがあります。これで引き上げは2年連続で、厚生労働省は限度額引き上げで高所得者層に、より多く負担してもらい、中間所得者に配慮した税の設定が可能だと説明しておりますけれども、しかし町民の重税感はかなりだと考えます。配慮というのであれば、84年以前の水準に国庫負担を戻し、町民の負担を全体的に軽減することではないでしょうか。

厚労省の試算によりますと、引き上げた後に限度額に達するのは単身世帯で、固定資産税3万円とすれば、給与収入で1,085万円、給与所得で856万円の世帯となります。その場合でも限度額85万円は所得の10%を国保税が占めるということになります。これが1.5%まで限度額を持っていきますと、医療分で80万円、後期支援分で22万円、介護分で17万円となり、合計限度額が119万円となってまいります。ここまで引き上げを予定していますから、これは先ほどの給与収入の11%、所得の14%にもなってまいります。

国保税になぜ限度額が設けられたのか、先ほどの答弁のとおり、応能原則であっても、例えば借金返済などのために資産を売却し、一時的に所得がふえて国保税が青天井にはね返るといったことがないように、制限を設けるほうが適当だということからきました。

政府は国保税の限度額の引き上げを、財政基盤強化の一環として、社会保障制度改革プログラム法に規定しましたが、そして、これまで協会けんぽの保険料限度額を参考にしていくということでありましたが、被用者保険とほぼ同様に限度額超過世帯の割合が1.5%に近づくよう、段階的に引き上げるとしました。厚労省の推計では今回の改正で、限度額超過世帯の割合が2.25%へ、0.21ポイント減少する見通しだということで、1.5%まで近づくまで、今後も引き上げていく姿勢であります。ですから、国保税の課税限度額は法定の額の範囲内で市町村が独自に設定できるものでありますから、限度額の引き上げには賛成できないことを申し上げまして、反対の討論といたします。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第21 報告第18号……………

○議長（中山 進）

日程第21、報告第18号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

○議長（中山 進）

お諮りします。

日程順序を変更し、日程第26、議案第53号から、日程第28、議案第55号までを先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第26、議案第53号から、日程第28、議案第55号までを先に審議することに決定しました。

……………日程第26 議案第53号……………

○議長（中山 進）

日程第26、議案第53号、平成27年度公下第4号水尻工区管渠布設工事（第16工区）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第27 議案第54号……………

○議長（中山 進）

日程第27、議案第54号、平成27年度公下第5号水尻工区管渠布設工事（第17工区）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 進）

日程第 2 8、議案第 5 5 号、平成 2 7 年度公下第 7 号水尻工区管渠布設工事（第 1 9 工区）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 進）

お諮りします。

日程第 2 2、報告第 1 9 号と、日程第 2 3、議案第 5 0 号から日程第 2 5、議案第 5 2 号まで、及び日程第 2 9、議案第 5 6 号を提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため、審議を中止したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、6 月 1 1 日木曜日、午前 9 時 3 0 分に開会します。

この後、委員会室において議会広報編集特別委員会を開催しますので、委員の方はよろしくお願いたします。

~~~~~

延会 1 4 時 2 6 分